

令和8年度「介護テクノロジー定着支援事業」に係るQ & A

No	質問	備考
Q1	この事業はいつまでに完了しないといけないですか。	
A1	令和9年1月末までに事業を完了し、令和9年2月12日までに実績報告の提出をお願いします。 間に合わない場合は補助を打ち切らせていただくことがあります。	
Q2	この事業の対象施設を教えてください。	
A2	徳島県内に所在する介護保険法に基づく全サービスを提供する事業所、老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームです。ただし、法人本部で使用するのは補助対象外です。	交付要綱第1条
Q3	補助の上限はありますか。	
A3	1法人あたりの補助上限額は設けておりません。	補助内容ごとに上限があります。 交付要綱別表1～3をご覧ください。
Q4	申請した事業所は全て補助を受けられますか。	
A4	県予算の範囲内での補助となるため、下記の事業所を優先して採用させていただきます。 ①補助申請内容が見守り機器、インカム、介護ソフトである事業所 ②とくしま介護現場DXサポートセンターの伴走支援を令和7年度に受けた事業所もしくは令和8年度に受ける予定がある事業所 ③当課が実施する介護テクノロジー関係の補助事業を受けたことがない事業所	
Q5	事業所の負担割合を教えてください。	
A5	1 / 5です。	補助内容ごとに上限があります。 交付要綱別表1～3をご覧ください。
Q6	事業所が複数ある法人はどのように申請したらいいですか。	
A6	電子申請については、1法人1申請で行ってください。ただし、要望調査のExcelファイルは、様式ごとに1ファイルにまとめてください。(シートで事業所名がわかるように入力してください。)	

Q7	申請金額は円単位でいいですか。	
A7	1 事業所ごとに千円未満を切り捨てた金額で補助申請金額を記入してください。	
Q8	通信環境整備は補助対象となりますか。	
A8	通信環境整備単体での実施は補助対象外です。本事業で介護テクノロジーを導入した場合の付帯費用、パッケージ型導入した場合の付帯費用は対象となります。	詳細は要綱別表 1～2 に記載
Q9	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言するにはどうしたらいいか。	
A9	下記ホームページにてご確認ください。 https://www.ipa.go.jp/security/security-action/sa/	交付要領第2条（3）
Q10	「とくしま介護現場DXサポートセンター等による業務改善支援」にあてはまる研修はどれですか。	
A10	とくしま介護現場DXサポートセンターが「業務改善支援にあたる」と明示している研修が該当します。 研修案内をご確認ください。	交付要領第2条（4）
Q11	ケアブランドデータ連携システムに利用は要件になりますか。	
A11	要領別記 2 に掲げるサービスを行う事業所においては、令和 8 年度内に利用を開始してください。	交付要領第2条（8）
Q12	導入を検討している介護テクノロジーがこの事業の補助対象かどうか知りたい。	
A12	「福祉用具情報システム（TAIS）」に介護テクノロジーとして登録されている機器が対象となります。 テクノエイド協会のHPでご確認ください。（ https://www.techno-tais.jp/ ）	交付要綱別表 1 1 補助対象経費
Q13	介護テクノロジーの補助対象経費として、その他の機器とはどのような機器ですか。	
A13	要綱に例示してあるもののみを対象とします。対象機器かどうか判断できない場合は、「質問票」にご記入の上、介護事業所等からメールにてお問い合わせください。その際には、要綱の記載等を確認の上お問い合わせいただきますようお願いいたします。なお、導入にあたってのご相談はぜひとくしま介護現場DXサポートセンターをご活用ください。	交付要綱別表 1 1 補助対象経費 （3） その他